

茅ヶ崎市民俗資料館における撮影等の注意事項

茅ヶ崎市民俗資料館は文化財です。損傷等には細心の注意を払ってください。

利用にあたり、茅ヶ崎市民俗資料館条例及び同施行規則に基づき、次の注意事項を遵守するとともに、複数の参加者がいる場合、申請者は必ず全員に注意事項を周知徹底してください。

- 1 承認された場所以外での撮影等をご遠慮ください。
- 2 施設及び附属設備の損傷や滅失の恐れのある行為をご遠慮ください。
- 3 許可なく設備や備品等を持ち込み、使用することはご遠慮ください。
- 4 許可なく附属設備や備品等を移動することはご遠慮ください。
- 5 許可なく壁や柱等に貼り紙をしたり釘類を打ち込んだりする行為をご遠慮ください。
- 6 承認された場所以外への立ち入りをご遠慮ください。
- 7 敷地内での火気の使用および喫煙をご遠慮ください。
- 8 危険物・不潔物の持ち込みをご遠慮ください。
- 9 飲み物の摂取は建物の外でのみ可能です。食事はご遠慮ください。
- 10 騒音・振動・臭気の発生や暴力等、周囲に迷惑を及ぼす行為をご遠慮ください。
- 11 決して土足で床上へは上がらないでください。
- 12 ゴミが発生した場合は、各自でお持ち帰りください。
- 13 当日は利用時間を厳守の上、利用中は茅ヶ崎市民俗資料館撮影等決定書を携帯してください。
- 14 当日は職員による立ち会いを求める場合があります。
- 15 異常が発生した場合は、すみやかに市教育委員会へ申し出てください。
- 16 敷地内での人身事故や、利用者による建物・備品等の破損・汚損・紛失等については、市では一切の責任を負いかねます。
- 17 施設に損害を与えたときは、利用者が損害賠償の責を負うことになります。
- 18 この注意事項に違反した場合、又は、文化財の適切な管理等の観点から望ましくないと判断される行為が見られた場合は、利用の中止を求めることがあります。
- 19 気象災害等の発生、又は、不測の事態により民俗資料館を臨時休館した場合は、利用を中止していただきます。
- 20 その他、職員の指示に従ってください。